

リレーションシップバンキングの機能強化計画の実施状況

平成15年12月末現在

都留信用組合

1. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	具体的な取組み	スケジュール		実施状況
		15年度	16年度	
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み				
1. 創業・新事業支援機能等の強化				
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。 (2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	(1) 融資部審査課のスタッフ増員を図ります。 (2) 担当者の各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (3) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	(1) 平成15年度に引き続いて各業界の現状把握と個別取引先の調査を行ないます。 (2) 審査能力向上のための研修会や勉強会を開催いたします。	1. 平成15年10月1日 人事異動により審査担当スタッフ1名増員3業種(工業・商業・個人)に各審査担当者を配置 2. 平成15年11月6日 営業店融資案件検討会議において貸出金利採用利率(スプレッド)の勉強会実施 3. 平成15年12月11日 資産の自己査定説明会を開催 融資審査体制の強化、顧客の実態把握の重要性、他行取引状況及び貸出金利採用利率(スプレッド)等の説明を行う。
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。 (2) 山梨県富士工業技術センターから情報収集いたします。 (3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。 (4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。 (5) 日本政策投資銀行との連携を図ります。	(1) 「産業クラスターサポート会議」へ参画いたします。 (2) 山梨県富士工業技術センターから情報収集いたします。 (3) 山梨県信用保証協会との提携融資の開発・発売をいたします。 (4) 山梨県制度融資を積極的に利用いたします。	(1) 系統中央機関からの対応を待ち、日本政策投資銀行との連携を図ります。	1. 平成15年6月11日 第1回「関東甲信越・静岡地区産業クラスターサポート金融会議」に参加 2. 平成15年8月1日 山梨県信用保証協会との提携による中小企業向け新型融資「地域共生ローン『オーバー』」取扱開始
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公	(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。 (2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせた協調融資を活用いたしま	(1) 政府系金融機関融資についての研修会を実施いたします。 (2) プロパー融資と政府系金融機関融資の利点を合わせ	平成15年度と同様政府系金融機関融資実行の分析により問題点や課題を洗い出し、対処策を策定いたします。	1. 平成15年9月8日 商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫との業務提携協力にかかる連絡会議に出席 2. 平成15年10月14日 関東財務局主催「地域経済再生シンポジウム」へ参加 3. 平成15年12月

庫、商工組合中央金庫との情報共有、協調投資等連帯強化

す。
(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。

た協調融資を活用いたします。
(3) 政府系金融機関融資について、代理業務担当者により3カ月毎に営業店の融資環境等のヒヤリングを開催し情報収集を行います。

当組合の資金供給等に支障がある場合の、商工組合中央金庫・国民生活金融公庫等政府系金融機関の利用推進等について営業店指導を実施

(5) 中小企業支援センターの活用

(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。
(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。
(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。

(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。
(2) 若手経営者の会『鶴友懇話会』を核とした活動を展開いたします。
(3) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。

(1) 地域中小企業支援センターを理解いたします。
(2) 地域中小企業支援センターの事業内容等をPRいたします。

1. 平成15年7月11日
「郡内地域中小企業支援センター」を訪問
同センターの事業内容・活動状況・今後の事業計画等について情報を得る。
2. 平成15年9月16日
「郡内地域中小企業支援センター」を訪問
当組合のリレーションシップバンキングの機能強化計画のうち中小企業支援センターとの今後の連携計画について概略説明し理解を求める。
3. 平成15年9月22日
山梨県商工会連合会会長萩原幸男殿宛理事長名文書「リレーションシップバンキングの機能強化計画の実施にあたってのご協力をお願い」を持参し、今後の協力をお願いをした。
併せて10月に役職員に対する中小企業支援センター事業内容の説明会開催にあたっての講師依頼について事前打合せを行う。
4. 平成15年10月
鶴友懇話会会員へ年2回配布している会報へ、中小企業支援センターの概要及び利用の おすすめを掲載
5. 平成15年10月18日
人材開発センターにて郡内地域中小企業支援センターコーディネーター高部通直氏を講師として、中小企業支援センター説明会を開催
対象 役員 本部主任調査役以上
営業店 店長・次長 合計94名
6. 平成15年10月31日
当組合ホームページに郡内地域中小企業支援センターのご案内を掲載

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(1) 経営情報やビジネス

(1) ホームページに地元中小企業紹介ページ

(1) ホームページに地元中小企業紹介

(1) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中

ス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<p>を設けます。</p> <p>(2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。</p> <p>(3) 鶴友懇話会会員を中心とした地元中小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。</p> <p>(4) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）</p>	<p>ページを設けます。</p> <p>(2) ホームページを「サイバー・マーケット」に開放いたします。</p> <p>(3) 公的機関の情報提供の一元化（ネットワークの構築）</p>	<p>小企業経営者のメーリングリストを作成いたします。</p>	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<p>(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。</p> <p>(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。</p> <p>(3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。</p> <p>(4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結し、経営相談を開設いたします。</p> <p>(5) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。</p>	<p>(1) 融資部に「企業支援推進室」を設置するための準備作業を行ないます。</p> <p>(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。</p> <p>(3) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。</p> <p>(4) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結するための準備作業を行ないます。</p> <p>(5) 取り組み実績の公表の準備作業を行ないます。</p>	<p>(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置いたします。</p> <p>(2) 外部コンサルタント会社とアドバイザー契約を締結いたします。</p> <p>(3) 取り組み実績をディスクロージャー誌、及びホームページで公表いたします。</p> <p>(4) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。</p> <p>(5) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を育成いたします。</p>	<p>1. 平成15年10月1日 組織変更により「企業支援室」設置 担当者2名を配置</p> <p>2. 平成15年10月20日～24日 全信中協主催「融資審査講座」3名参加</p> <p>3. 平成15年11月 融資部内において外部研修会（全信中協主催「融資審査講座」「企業再生支援講座」）報告及び勉強会の実施</p> <p>4. 「融資大口先訪問スケジュール表」に基づき各営業店毎部店長が適時訪問活動実施継続中 (融資大口概ね3,000万円以上)</p>
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	<p>(1) 中小企業側の研修会に参画いたします。</p> <p>(2) 鶴友懇話会など共同して経営セミナーを実施いたします。</p>	<p>(1) 中小企業側の研修会に参画いたします。</p> <p>(2) 鶴友懇話会などと共同して経営セミナーを実施いたします。</p>	<p>平成15年度と同様</p>	<p>1. 平成15年6月18日（水） 鶴友懇話会講演会実施 講師 田原 総一郎氏 場所 ハイランドリゾート</p> <p>2. 平成15年11月20日 富士吉田市・富士吉田商工会議所主催の「中小企業金融セミナー」に本部・営業店で計10名参加 国民生活金融公庫・山梨県信用保証協会からの説明もあった</p>

生に向けた積極
的取組み

- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <p>(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手</p> | <p>(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザー一契約を締結し、経営相談を開設いたします。</p> | <p>(1) 融資部に専門的組織として「企業支援推進室」を設置するための準備作業を行ないます。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザー一契約を締結するための準備作業をいたします。</p> | <p>(1) 融資部に専門的組織として「企業支援室」を設置いたします。
(2) 大口与信先の定期的な訪問活動を励行いたします。
(3) 外部コンサルタント会社とアドバイザー一契約を締結いたします。</p> | <p>1. 平成15年10月1日
組織変更により「企業支援室」設置
担当者2名を配置
2. 「融資大口訪問スケジュール表」に基づき各営業店毎部店長が適時訪問活動実施継続中
3. 平成15年11月4日～7日
全国信用組合中央協会主催「企業再生支援講座」に参加(企業支援室長)</p> |
| <p>(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み</p> | <p>(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。
(2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。
(3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。</p> | <p>(1) 企業再生ファンドシステムを研究いたします。
(2) 企業再生ファンド運営会社の事例を研究いたします。
(3) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。</p> | <p>平成15年度と同様</p> | <p>1. 平成15年10月14日
関東財務局主催「地域経済再生シンポジウム」へ参加
2. 平成15年11月18日
新日本監査法人主催のセミナー「地域金融機関における信用リスク管理・コンプライアンス態勢の高度化」に5名が参加</p> |
| <p>(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用</p> | <p>(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。
(2) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を研究いたします。</p> | <p>(1) 現在取り扱っている公的セクターの現状把握とその利用へのアプローチ方法を研究いたします。</p> | <p>(1) 融資部に「企業支援室」を設置いたします。</p> | <p>1. 平成15年10月1日
組織変更により「企業支援室」設置
担当者2名を配置
2. 平成15年10月14日
関東財務局主催「地域経済再生シンポジウム」へ参加</p> |
| <p>(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用</p> | <p>(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。
(2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来</p> | <p>(1) RCCと接触し本システムの方向性を研究いたします。
(2) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中か</p> | <p>(1) 要注意先の中で特に要管理先と破綻懸念先の中から、このシステムの利用が出来得る取引先を選別いたします。</p> | <p>1. 平成15年11月29日
中央ブロック9店舗による全国保証事務取扱勉強会実施(目利き研修の一環)
参加者64名 会場：事務センター3F</p> |

	<p>得る取引先を選別いたします。</p> <p>(3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	<p>ら、このシステムの利用が出来得る取引先を選別いたします。</p> <p>(3) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	<p>(2) 『目きき研修』による人材の育成を図ります。</p>	
(5) 産業再生機構の活用	<p>(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。</p> <p>(2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。</p>	<p>(1) 産業再生機構のシステムを研究いたします。</p> <p>(2) 当組合における該当可能取引先の洗い出しを行ないます。</p>	平成15年度と同様	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<p>(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。</p> <p>(3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。</p>	<p>(1) 当組合若手経営者の鶴友懇話会を核とした活動を展開いたします。</p> <p>(2) 融資部が営業店と相談しながら、対象企業の選別を行ない、当該企業に中小企業再生支援協議会の活用を紹介いたします。</p> <p>(3) 中小企業再生支援協議会との連携を強化いたします。</p>	平成15年度と同様	<p>1. 平成15年10月18日 人材開発センターにて郡内地域中小企業支援センターコーディネーター高部通直氏を講師として、中小企業支援センター説明会を開催 対象 役員 本部主任調査役以上 営業店 店長・次長 合計94名</p> <p>2. 平成15年10月 「中小企業経営革新支援法の手引き」(中小企業庁編)を各部店に配付し活用を促す。</p> <p>3. 平成15年11月 中小企業支援センターのパンフレットを各営業店に配付</p>
4. 新しい中小企業金融への取り組みの強化				
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等第三者保証の利用のあり方	<p>(1) 融資審査体制を強化いたします。</p> <p>(2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) スコアリングモデル(信用リスク調査採点表)を活用いたします。</p> <p>(5) 稟議書にキャッシュフロー表の添付を検討いたします。</p> <p>(6) 無担保・無保証融資</p>	<p>(1) 融資審査体制を強化いたします。</p> <p>(2) 貸出契約に財務制限条項を検討いたします。</p> <p>(3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。</p> <p>(4) スコアリングモデル(信用リスク調査採点表)を活用いたします。</p> <p>(5) 稟議書にキャッシュフロー表の添付を検討いたします。</p>	平成15年度と同様	<p>1. 平成15年8月1日 個人向け提供商品(消費者ローン)にスコアリングシートの活用開始</p> <p>2. 平成15年8月1日 「鶴友懇話会会員特別融資」発売 無担保・無保証</p> <p>3. 平成15年10月1日 人事異動により審査担当スタッフ1名増員 3業種(工業・商業・個人)に各審査担当者を配置</p>

を開発いたします。(6) 無担保・無保証融資を開発いたします。

- | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|---|
| (3) 証券化等の取組み | (1) 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。 | 証券化等の研究担当者を選任し、研究いたします。 | 研究結果に基づいて、当組合としての証券化の可能性を見極め、その方針を定め、販売チャンネルの確立等の具体策を検討していきます。
平成15年度と同様 | |
| (4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備 | (1) 貸出審査能力のアップを図ります
(2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。
(3) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないます。
(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。
(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。 | (1) 貸出審査能力のアップを図ります
(2) 企業の業態把握を行ないます。自己査定 of 平準化作業の推進を図ります。
(3) 信用リスクに応じた（リスク・プレミアム・レート）金利の設定を行ないます。
(4) 新商品の開発・発売と既存商品の見直しを行ないます。
(5) 稟議書添付資料の見直しを行ないます。 | 平成15年度と同様 | 1. 平成15年8月1日
リスクプレミアムレートの採用 実施
2. 平成15年8月1日
山梨県信用保証協会との提携による中小企業向け新型融資「地域共生ローン『オパール』」取扱開始
12月末までの実績 187件 789,060千円
3. 平成15年7月14日
山梨県制度融資「経営支援緊急融資」取扱開始
12月末までの実績 317件 2,067,150千円
4. 平成15年7月より自己査定 of 平準化の推進を図り、各債務者企業の財務諸表に現れない部分の実態把握を継続実施中 |
| (5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用 | (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
(3) ポートフォリオの適正化を図ります。
(4) 中小企業信用リスク情報データベースの活用を図ります。
(5) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行ないます。 | (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
(3) ポートフォリオの適正化を図ります。
(4) 信用リスクに見合う貸出金利の設定を行ないます。 | (1) 中小企業信用リスク情報データベース（CRD）との提携、SISでの新システムの構築等を検討いたします。
(2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
(3) ポートフォリオの適正化を図ります。 | 1. 平成15年8月1日
リスクプレミアムレートの採用 実施
2. 平成15年10月23日
融資部内にて「情報共有化推進会議」についての事前打合せ実施 |

明態勢の整備、
相談・苦情処理
機能の強化

- | | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <p>(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備</p> | <p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
(2) 逐条解説書の検討を行います。
(3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。
(4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。</p> | <p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
(2) 逐条解説書の検討を行います。</p> | <p>(1) 「金銭消費貸借契約証書」及び「保証意思確認書」の契約締結方式の検討を行ないます。
(2) 逐条解説書を作成します。
(3) 導入のための取扱い説明会を開催いたします。
(4) 貸出事務手続を見直して、内部規定の整備を図ります。</p> | <p>平成15年度と同様</p> |
| <p>(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催</p> | <p>(1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。
(2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。</p> | <p>(1) 今後開催される「地域金融円滑化会議」に参加いたします。
(2) 「地域金融円滑化会議」の参加報告会を開催いたします。</p> | <p>平成15年度と同様</p> | <p>1. 平成15年9月1日
甲府財務事務所にて開催された第2回「地域金融円滑化会議」に参加
2. 平成15年11月26日
甲府財務事務所にて開催された第3回「地域金融円滑化会議」に参加</p> |
| <p>(3) 相談・苦情処理体制の強化</p> | <p>(1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。
(2) 明るい窓口づくりに励みます。
(3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。
(4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。
(5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。
(6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本部・営業店が部店内研修会を実施</p> | <p>(1) ディスクロージャー誌およびミニディスクロを発行いたします。
(2) 明るい窓口づくりに励みます。
(3) 金融商品販売法により「金融商品勧誘方針」の徹底を図ります。
(4) 「苦情マニュアル」の見直しを図ります。
(5) 組合内に「苦情・相談ホットライン」を設置いたします。
(6) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、本</p> | <p>平成15年度と同様</p> | <p>1. 「苦情処理マニュアル」を改定し全部店に徹底を図った。
<主な改定内容>
① 主管部を総務部からリスク統括部とした。
② 「緊急用の苦情記録簿」を作成した。
③ 「しんくみ苦情相談所」との関連部分を追加した。
2. 平成15年5月8日～12日及び8月20日～22日
臨店を行い「金融商品勧誘方針」の徹底を図った。(店内研修の実施等)
3. 平成15年8月19日
15年度のコンプライアンス・プログラムの実施状況を、「コンプライアンス委員会」において報告。
4. 平成15年11月20日
リスク管理委員会にて苦情記録簿について報告
5. 平成15年12月19日</p> |

いたします。

部・営業店が部店内研修会を実施いたします。

リスク管理委員会にて苦情記録簿について報告

6. 平成15年12月24日
当組合ホームページに苦情・相談ホットラインである「メールDEホットライン」を開設

6. 進捗状況の公表
地域の広範囲にわたる取引先を対象に、時代感覚にマッチした、しかもわかり易く、速報性のある手段により公表するものといたします。
(1) 公表手段・方法
(2) 公表の内容
(3) 公表の時期

毎四半期末（9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。

毎四半期末（6月・9月・12月・3月）時点を翌月中に公表いたします。

1. 平成15年10月27日
当組合ホームページに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の15年9月末現在の実施状況を掲載

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の強化
(1) ① 適切な自己査定及び償却・引当の実施

(1) 平成14年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。
(2) 自己査定作業の平準化（年中作業化）体制を構築いたします。
(3) 説明会・研修会を実施いたします
(4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。
(5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。
(6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。
(7) 査定作業スケジュール表を策定いたしま

(1) 平成14年度総合金融検査の指摘事項の補完と改善を図ります。
(2) 自己査定作業の平準化（年中作業化）体制を構築いたします。
(3) 説明会・研修会を実施いたします
(4) 債務者の綿密な実態調査を実施いたします。
(5) 自己査定監査規程に則り、確実な検証体制を確立いたします。
(6) 毎年度実施した自己査定と償却・引当の結果を踏まえて検証を行い各基準書・作業手順書及び関連手続きの見直しを実施いたします。
(7) 査定作業スケジ

平成15年度と同様

1. 平成15年10月27日～30日
自己査定作業の平準化等について臨店指導実施
2. 平成15年12月
自己査定作業平準化作業指導、最終取りまとめ
3. 平成15年12月11日
自己査定説明会の実施
4. 平成15年12月16日～18日
自己査定システム研修会の実施

(1)② 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証

- す。
- (1) 評価の効率性と標準化を目指します。
 - (2) 担保処分実績のデータの蓄積を図ります。
 - (3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
 - (4) 不動産鑑定士による鑑定を採用いたします。
 - (5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

- ルール表を策定いたします。
- (1) 開発した「担保物件自動評価システム」に手持ちデータ移行の完了を目指します。
 - (2) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。
 - (3) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
 - (4) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。
 - (5) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

- (1) 融資部により担保処分実績、売買事例データの蓄積を図ります。
- (2) 建物標準価格表の見直しを行ないます。
- (3) 不動産鑑定士による鑑定リストを作成し依頼いたします。
- (4) 担保物件取扱要領の研修会を開催いたします。

1. 「担保物件自動評価システム」への移行移行(登録)済状況
平成15年12月末現在 71.1%
2. 建物建築価格調査
 - ・ 平成15年10月
当組合テリトリー内建築業者を対象に価格調査実施
 - ・ 平成15年11月
集計及び内容の分析に入る
 - ・ 平成15年12月
集計及び分析結果に基づき建築価格を決定
3. 平成15年10月～11月
不動産鑑定リストの作成

(1)③ 金融再生法開示債権の保全状況の開示

金融再生法開示債権およびリスク管理債権の保全状況の開示については、ディスクロージャー基準に則り不良債権区別に保全状況を開示いたします。

不良債権区別に保全状況を開示いたします。

平成15年度と同様

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) 基準金利の見直しを行ないます。
- (5) 信用リスクに応じた(リスクプレミアムレート)金利の設定を行ないます。
- (6) 金利検討委員会を開催いたします。

- (1) 「情報共有化推進会議」を設置いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 信用格付制度の運用を再検討いたします。
- (4) 基準金利の見直しを行ないます。
- (5) 信用リスクに応じた(リスクプレミアムレート)金利の設定を行ないます。
- (6) 金利検討委員会

- (1) 情報共有化推進会議の決定内容に基づきデータを蓄積いたします。
- (2) 貸出先顧客のデータベースを整備いたします。
- (3) 再検討した信用格付制度にテストデータを入力し検証いたします。
- (4) 金利検討委員会を開催いたします。

1. 平成15年8月1日
預金調達原価率に一定のスプレットを考慮した貸出基準金利の設定
2. SKCセンター「信用格付システム」に加入済み

を開催いたします

3. ガバナンスの強化					
(2)① 半期開示の実施	積極的に半期開示を行います。	積極的に半期開示を行います。	平成15年度と同様	1. 平成15年6月26日 半期開示を前提とした「ディスクロージャー基準」を改正 2. 平成15年11月25日 当組合インターネットホームページに平成15年9月末の仮決算経営状況を開示	
(2)② 外部監査の実施対象の拡大等	(1) 法定会計監査を継続いたします。 (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。	(1) 法定会計監査を継続いたします。 (2) 監査法人と適用範囲を検討いたします。	平成15年度と同様	1. 平成15年10月20日～21日 「新日本監査法人」の担当会計士3名による仮決算監査の実施 2. 平成15年12月15日～16日 「新日本監査法人」の担当会計士3名による本部・本店営業部の往査実施	
(2)③ 総代の選挙基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。 (2) 各営業店に「ご意見番（目安箱）」を設置いたします。	(1) 「総代連絡協議会」を設立いたします。 (2) 各営業店に「ご意見番（目安箱）」を設置いたします。	(1) 「総代連絡協議会」の活動を展開いたします。 (2) 各営業店の「ご意見番（目安箱）」からニーズを吸収いたします。		
(2)④ 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針一	モニタリング制度による経営分析結果をALM委員会での検討資料とし、当組合の経営課題・問題点を認識し、今後の組合運営の指針といたします。	信用組合経営安定支援制度のモニタリング制度を中心に活用を図り、今後中央機関で新たな制度を創設した場合には、それらを積極的に活用を図って行くことといたします。	平成15年度と同様		
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	(1) 『地域貢献開示推進委員会』を設置いたします。 (2) 情報開示手段を検討いたします。	(1) 『地域貢献開示推進委員会』を15年12月までに設置し、具体的内容を検討します。 (2) インターネット・ホームページの充実とアンケート調査の手段としての電子メールを使用した送受信体制の整備を図る。	『地域貢献開示推進委員会』で決定した内容に基づき具体的に活動いたします。	1. 平成15年9月8日 当組合ホームページにて地域貢献活動実施状況の掲載を開始 2. 平成15年10月28日 10月25日に実施された中央ブロック・本部職員による清掃ボランティア活動内容を当組合ホームページに掲載 3. 平成15年11月2日 河口湖紅葉祭り特集を当組合ホームページに掲載 4. 平成15年11月20日 11月2日に開催された都留市内店舗職員によるドリーム祭りボランティア活動を当組合ホ	

- ホームページに掲載
- 5. 平成15年12月12日
11月23日に実施された上吉田支店職員による第7回あひす講祭りボランティア活動を当組合ホームページに掲載
- 6. 平成15年12月24日
「地域貢献開示推進委員会」設置
第1回委員会開催

2. その他関連する取組み

項目	具体的な取組み	実施状況
I. 1. (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<p>(1) 融資部内に「企業支援室」を新設いたします。地域経済の実態に応じて営業を拡大しようとしている企業へのタイムリーな資金供給や、経営状況が悪化し始めている企業に対する適切な経営指導等を行うため、融資部に「企業支援室」を新設いたします。</p> <p>(2) スキル向上のための研修会に派遣いたします。「企業支援室」の担当者スタッフのスキル向上の観点から、業界団体が実施する通信講座「創業・新事業支援講座」や各種研修会に参加する。また、営業店融資担当者の中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムにも積極的に参加するほか、中小企業診断士等の資格取得を奨励いたします。</p> <p>(3) 公的資格の奨励とFP（ファイナンシャル・プランナー）を養成いたします。本部・営業店の職員に対して中小企業診断士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等の資格取得を奨励し、ファイナンシャル・プランナーについては、今後も継続的に奨励するとともに、全営業店に配置し、プランナーとして相談業務に対応します。</p> <p>(4) 「企業支援室」と営業店と連携しながら企業支援策を検討いたします。「企業支援室」の担当者は、営業店と十分に連携し、経営改善の可能性のある債務者（企業）先を選定し、その支援策を検討いたします。</p> <p>(5) 上部団体が主催する研修会に職員を選定し、積極的に派遣いたします。全信中協研修所（熱海市）における「企業再生支援講座」「創業・新事業支援&中小企業支援スキル向上講座」へ担当者を派遣いたします。</p> <p>(6) 中小企業大学校へ職員（希望・指名により1~2名）を派遣いたします。中小企業診断士取得のため経済産業省の主宰する中小企業大学校へ派遣して（希望募集を含め）中小企業参断士の資格取得とそれを支援いたします。</p>	<p>1. 平成15年8月26日 全国信用組合中央協会主催「経営戦略講座」に参加</p> <p>2. 平成15年9月24日~26日 全国信用組合中央協会主催「創業・新事業支援&中小企業支援スキル向上講座」に参加</p> <p>3. 平成15年10月1日 組織変更により「企業支援室」設置 担当者2名を配置</p> <p>4. 平成15年10月6日~10日 全国信用組合中央協会主催「債権管理研修」に参加</p> <p>5. 平成15年10月20日~24日 全国信用組合中央協会主催「融資審査講座」に参加</p> <p>6. 平成15年11月4日~7日 全国信用組合中央協会主催「企業再生支援講座」に参加（企業支援室長）</p> <p>7. FP資格取得者 平成15年9月 2級8名 3級14名 平成15年12月 2級4名 3級10名</p>
I. 2. (4) 中小企業支援スキルの向上を目	<p>(1) 中小企業支援スキルの向上を目的とした内部研修会を開催いたします。</p>	<p>1. 平成15年9月24日~26日 全国信用組合中央協会主催「創業・新事業支援&中</p>

的とした研修の実施の
向上を目的とした研修
の実施

- 講師 専門総合コンサルタント事業会社および担当部
内容 ・財務諸表分析力・自己査定ポイント（自己査定技法）・
中小企業支援策（特定融資先の経営改善支援策）・企業格付
- (2) 全国信用組合中央協会で開催する「中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣いたします。
- (3) 公的資格取得の奨励と「融資査定診断士」を養成いたします。
- ① 中小企業の支援における当組合の役割の中で、日常活動している営業マン（得意先係）の顧客に対する指導・育成能力は重要であり、その影響力は大なるものがあります。これからの営業マンは融資能力を核として、積極的な経営財務、創業支援のできる金融の総合的で専門性を持ったコンサルタントでなくてはなりません。企業再生のための支援、債務者区分のランクアップのための経営指導、その他企業経営のための法律・経理の相談業務を目指すリレーションシップバンキング構築のため「融資査定診断士」を養成いたします。
- ② 本部および営業店職員に「融資査定診断士」の資格取得はもとより、「中小企業診断士」・「税理士」・「ファイナンシャル・プランナー」・「司法書士」・「行政書士」・「宅地建物取引主任」・「社会保険労務士」・「労務管理士」等公的資格の取得を奨励し、その支援を行います。

小企業支援スキル向上講座」に参加

I. 3. (7) 企業再生
支援に関する人材（タ
ーンアラウンド・スペ
シャリスト）の育成を
目的とした研修の実施

- (1) 公的資格保有者で入組希望があれば採用いたします。
事業再生に要する法律、税務、会計、経営等の幅広い知識と、具体的な事案をもとにした実務的、実践的経験を兼ね備えている人の育成が急務であります。しかし、これらの人材を育成するためには、相当な時間が必要であり、経費の負担増にもなります。これらの解決には、そのような資格保有者を直接採用することが早い解決策であります。このような資格をもったものを採用いたします。
- (2) 業種別審査スペシャリストを養成いたします。
貸出における担保主義を是正し、財務分析やキャッシュ・フロー分析により返済財源を見極め、またその事業そのものや成長性・収益力・技術力・事業特性といった無形資産を正確に見据えた本来の融資能力を高めていく必要があると認識いたします。そこで、その融資能力の向上を図り、同時に業種別審査スペシャリストを養成いたします。

1. 平成15年10月1日
人事異動により審査担当スタッフ1名増員
3業種(工業・商業・個人)に各審査担当者を配置

II. 5 法令等遵守
(コンプライアンス)
行員による横領事件
等、金融機関と顧客等
とのリレーションシッ
プに基づく信頼関係を
阻害するおそれがある
問題の発生防止

- (1) 各年度当初に策定されたコンプライアンス・プログラムにより、コンプライアンス・マニュアル等に基づいて、本部・営業店が部店内研修会を実施いたします。
(基本的には事例研究を週1回、朝礼時の15分程度の輪読研修を実施する)当該研修の実施状況について、リスク統括部が四半期サイクルで臨店及び実施報告書により検証いたします。
- (2) コンプライアンス・マニュアルを適時改定いたします。
法制改正、規程・内規の改定、規程・内規の制定、事例研究の追加等のタイミングにより、コンプライアンス・マニュアルの改定を行います。
- (3) コンプライアンス・オフィサーを養成いたします。
- ① 現在の資格取得者・・・60名

- (1) 年度計画に基づき各部店がコンプライアンス内部研修を実施
- (2) 平成15年6月6日
コンプライアンス・マニュアルの改定
- (3) 平成15年4月24日
反社会的勢力等への対応要領の制定
- (4) 平成15年6月11日～12日
パート職員に対するコンプライアンス研修の実施
- (5) コンプライアンス・チェックリストによる職員意識調査
四半期毎に実施
- (6) 監査部による監査と店内照査の定期的実施

- ② 法令遵守担当者（各部店においては課長代理及び次長相当職）はオフィサー資格を必須条件といたします。
- (4) 「反社会的勢力等への対応要領」を制定いたします。
- (5) パート職員に対するコンプライアンス研修会を実施いたします。
- (6) 全職員を対象にコンプライアンス・チェックリストによる意識調査を実施し、そのフォローアップを推進いたします。
四半期毎に実施し、リスク統括部へ提出させます。
- (7) リスク統括部が四半期サイクルで臨店し、法令遵守の企業風土を醸成する啓蒙活動を推進いたします。
- (8) 監査部による監査の実施と定期的な店内照査を実施いたします。
- (9) 「コンプライアンス委員会」を開催いたします。
(問題点の解決策及び発生防止対策等の検討)
- (7) コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）
開催日
平成15年5月16日
平成15年8月19日
平成15年11月20日
(8) 平成15年12月25日
新日本監査法人主催「CSR(企業社会責任)と企業戦略セミナー」に参加

(備考) 別紙1による個別項目の計画数・・・30